

第12号 平成20年5月9日（金曜日）

会議録本文へ

平成二十年五月九日（金曜日）

午前九時三十分開議

○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、信用保証協会法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官藤岡文七君、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長鶴瀬恵子君、金融庁総務企画局参事官私市光生君、金融庁総務企画局参事官三村亨君、厚生労働省職業安定局次長大槻勝啓君、経済産業省大臣官房審議官鈴木英夫君、経済産業省大臣官房審議官羽藤秀雄君、資源エネルギー庁長官望月晴文君、中小企業庁長官福水健文君、中小企業庁次長岩井良行君及び国土交通省大臣官房審議官小川富由君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

.....

○東委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水清一郎君。

○清水（清）委員 自由民主党の清水清一郎でございます。

本日は、久々に質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

盛りだくさんのテーマについて短時間での質問でございますので、つまみ食いな質問になってしまいますが、あらかじめ御容赦いただきますように申し上げさせていただきます。

きます。

まず第一に、今回の中小企業金融三法の改正を進めるに当たりまして、甘利大臣におかれましては強力な自負ないしは思い入れがとおりではないかと存じます。この意気込みと申しますか、情熱のほどを御披瀝いただければ幸いに存じます。

○甘利国務大臣 中小企業と申しますと、事業所数でいえば日本の総事業所に占める割合は九九・七%、抱える従業員数で申しますと日本じゅうの全従業員数の七割を中小企業が抱えているわけでありまして、我が国経済の大宗を占めると言っても過言ではないと思っております。その中小企業にとってまさに命綱と言えものが、円滑な資金調達、金融関係であります。

このために、従来から、担保であるとか保証人に過度に依存しない融資というものを促進する、それを目的とした流動資産担保融資保証制度の導入等、資金調達手段の多様化に取り組んできたわけでありまして。加えて、創業であるとかあるいは再生の局面にあるために資金調達が特に困難である中小企業者に対する支援策も講じてきたわけでありまして。

今般の法改正は、これまでの取り組みに加えまして、資金繰りの一層の円滑化、地域における再生支援の強化、創業や新分野に挑戦する企業に対する支援の拡充等を行いつつ、中小企業の資金調達のさらなる円滑化を図るということを目指して、経済産業省といたしましては、これらの施策を通じまして、引き続き、日本経済の大宗を占めるといふ中小企業のネックになっていると申しますか、弱い部分の資金調達のさらなる円滑化を図っていくということに努めてまいりたいというふうに思っております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

中小企業の生産性を向上させようという件につきまして、金融面でもサポートすべしというお考えであると思っております。その意味において、私どもも、実の上がるものを提供してあげたいとの御提案に同感でございます。

さて、まず特定支払い契約保険の創設についてでございますが、取引の中で、実際には、売り掛け債権、まだまだ長いところがあるようでございます。特に呉服関係でありますとか繊維関係などには、六カ月とかあるいは十カ月というものもあるとお聞きしております。こういった業種につきましては非常にありがたい制度になるのではないかと申すわけでございます。

現実に、納入業者と銀行等の金融機関そして支払い業者、三者契約によりまして、支払い企業の承諾を得た上で、保証協会の保証つき、そして売り掛け債権を譲渡するとい

うスキームになると思うのでございますが、支払い企業が今現実に納入業者に対してファイナンスを行っている場合がございます。つまりは、支払い期限を短縮することの見返りに債権の額を割引くとか減額するということが行われているわけでございますが、その取引と今回のスキームとの関係で有利なものになるかどうかについてでございます。

現実の問題として、例えば十カ月間の売り掛け債権を六カ月経過した後に新しいスキームで金融機関に譲渡した場合、経済情勢の変化を理由に支払い企業側が返品をした場合でございますね、納入業者は売り掛け債権の譲渡かわり金に関しまして金融機関に返還を求められるということがあるのかどうか、売り掛け債権のデリバリーについてはあくまでも支払い企業と金融機関との間で処理されるということなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

今般検討しております一括決済契約につきましては、支払い企業が大企業である場合が多うございますけれども、既に一括決済について行われていることがございます。

そういうことをモデルに設計をしているわけでございますけれども、既に行われている契約におきましては、一般的に、支払い企業は、金融機関に対して支払い債務のデータを送信し、このデータに記載された金額を必ず支払わなければならないという旨の契約がなされているわけでございます。

したがって、今行われている制度によりますと、先生御指摘のように、仮に支払い企業と納入企業の間で返品というようなことが起きても、支払い企業から支払い債務の金額を受け取る、したがって、返さなくてもよいという仕組みになってございます。

このようなことが今ございますので、今般の制度設計におきましても、こうした取引実態に倣って制度をつくりたいというふうに考えておりますので、新たにできます一括決済契約におきまして、早期現金化が現に行われてしまった後、返品ということがありましても、納入業者は金融機関に返金する必要はないという制度にしたいというふうに考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

そういうことであれば、保証料を支払って減額、割引をして債権を売っても、手形のように裏書きのような責任追及はされないということでメリットがあるわけだと思います。

そこで、次は保証協会が掛ける保険についてでございます。

第五条によりますと、中小公庫のてん補率は七〇%、つまりは三割は免責されるというわけでございますけれども、こうなると保証協会の責任も十割責任ではないスキームが予想されるわけでございます。この点はいかがお考えか、お伺いいたします。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

保証につきましては、既に昨年十月から責任共有制度というものを導入いたしておりますが、金融機関と保証協会の適切な責任分担でもって対応していこうというふうなことで始めております。今回創設する制度につきましても、責任共有制度の対象とする、そういう方向で検討してまいりたいと考えてございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

では、中小企業公庫法の改正によるもう一つのスキームでございます。

今回提出された法案によりますと、一定の基準により選別された多数の納入業者と多数の支払い業者にかかわる売り掛け債権をプールして、特別目的会社をして中小企業の売り掛け債権を短期間に現金化する、もって中小企業の資金繰りを支援する新たなスキームであると考えておりますが、少し心配な面もありますので質問をさせていただきます。

ちょっと思い出しますと、十年前でございますけれども、平成十年には中小企業金融安定化特別保証制度が創設されました。そして、その年度に二十兆円の保証枠を使い切って、次の十一年度に新たに十兆円増額をした特別融資制度というものがあつたわけでございます。実は、この制度は政策融資として必要であつたことは間違いのないわけでございますけれども、結果としては代位弁済が二兆五千億余り、そして中小企業保険からの補てんが一兆四千七百億円余りという結果になつたわけでございます。

今回のスキームがこのような不良債権を発生するとは思いませんけれども、しかし、集める債権、プールされる債権が多くなればなるほど、その枠が広がれば広がるほど、その扱う売り掛け債権の健全性が劣化するのではないかという心配をされるわけでございます。

そこで、どの程度のボリュームで、どの程度の保証料率で、売り掛け債権をどの程度割引して譲り受ければ大きな損失が防げるのか、その決め手についてほかのものがあれば、その点をお伺いしたいと思います。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

今回の制度がきちんと回っていくというためには、売り掛け債権が健全であるということをごどのように確保するかということが非常に大きいということは、先生御指摘のとおりだろうと思います。

その際には、持ち込まれる売掛金債権そのものの質がきちんとチェックができるかどうか、あるいは、御指摘がありましたように、持ち込んでくる金融機関が悪い売掛金債権を持ってくるような、いわゆるモラルハザードということが起きてしまわないようにするにはどうしたらいいのか、この二点が非常に大きな要因になろうかと思っています。

したがって、今度プール化しようといえます売掛金債権につきましては、信用力について一定の基準を明確に定めまして、その基準を満たしているかどうかということにつきまして、参加される金融機関とともに中小公庫もきちんとチェックをするという二重のチェックで売掛金債権の質の確保を図るということをやりたいと思っております。

また、いわゆるモラルハザードを防止するという観点から、金融機関との間で適切なリスクを共有するという観点で、対象となります債権のうち、参加金融機関が最もリスクの高い部分を引き受けていただくというような仕組みも組み込んで、参加金融機関みずから適切な審査をして協力していただくというようなことを講じていきたいというふうに考えてございます。

そのような質のチェックがきちんとできるということをごまず設計上きちんと担保いたしまして、その上で、御指摘がありました、どの程度の比率で引き受けさせていただくのか、その際の保証料等はどういうふうにさせていただきたいのかということをご、今のような前提を確保しつつ検討していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○清水（清）委員　ありがとうございます。

今回は、債権をプールする特定の会社に対して、融資もできるし、そしてまた保証することもできる。優先株を買うとか、つまりは出資もできるわけでございます、適正な制度として発足した場合には非常に強力な融資制度が新しくできるということで、心強く感じているところでございます。

次に、保証協会による新業務の追加でございますが、これは、新株予約権の取得を保証料率の引き下げのための見返りとして考える、新しい概念を盛り込もうというものでございます。

創業企業または新分野への挑戦企業が成功するか否か、これを判断する能力をどこに求めるかが肝要でありますけれども、当該企業が成功して株価が二倍、三倍になった場

合、保証協会はこの株式譲渡益に対して納税をするのでしょうか。また、もっと言えば、譲渡益を出すことが実際何ら問題ないことなんでしょうかということをお伺いします。

○岩井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の今回の新株予約権でございますけれども、技術力その他立派なものがありながら創業時点で資金繰りが苦しいという中小企業の方のために、新株予約権というものを活用して保証料率を下げるということができないかというもくろみでございます。

この場合には、発行者が非常に仕事がうまくいまして一定以上の成長をした場合には、先生御指摘のとおり、中小企業とか経営者に買い戻していただくという格好で、この新株予約権が一定の金額になるということでございますけれども、残念ながら、全部が全部そういう格好になるわけではない、成長されなければ新株予約権がゲインを生まないということもございます。

したがって、今回の制度設計は、そういうようなことを考えまして、ある程度、お申し込みいただく参加者全体で収支が相償うような制度設計にしたいというふうに考えておりますので、基本的には、保証協会が結果として制度全体で譲渡益を得るということにはならないような仕組みにしたいと思っております。

この場合の課税上の取り扱いにつきましては、今のように収益が出ないような形で考えますので、それを前提に税務当局とも、この取り扱いをどういうふうにさせていただければいいのかということについてきちんと御相談をさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

それでは次に、中小企業の再生についてでございますが、この点はまだ道半ばという感じがいたしております。ネックはさまざまあると思っておりますけれども、金融機関のメンタリがされていないというようなことも一つの理由ではないかと思われま。

今回、保証協会が直接債権の譲り受けを受けることによって、債権者間の調整に入ることができるようになります。企業再生における任意整理の調整と支援に積極的に参加するということは、大いなる意義があると期待するものでございますけれども、このスキームについても、保証協会が再生見込みの乏しい案件を押しつけられるようなことに遭ってはならないと思うわけでございます。この点についてどのような工夫をされておるか、お伺いをさせていただきます。

○山本（香）大臣政務官 保証協会の債権の譲り受けにおきまして、御指摘のことがないような形で取り組みをしてみたいと思っております。

そのために、法案におきましては、まずは、譲り受ける債権は、保証協会が保証を行っている事業者にかかわるものに限定をさせていただきたいと思っております。また、保証協会によります債権の譲り受けによって再生が効果的に進められる見通しがあり、かつ、対象中小企業者の事業再生に資すると判断される場合に限り債権の譲り受けを行うこととするなど、必要な基準の整備というものを行っていく予定でございます。

また、その上に、さらに中小企業再生支援協議会等によります再生計画の策定と連携をさせていただくことによりまして、債権の譲り受けの是非や譲り受け価格等に関する客観性また合理性、そうしたものを確保していく運用とする考えでございます。御指摘のようなことがないような形で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

保証協会が新たにそこに参加することによって非常に大きな動きが出てきて、どんどん進行していくということが期待されるわけで、大いに期待をしていきたいと思えます。

最後になりますが、保証協会はこれまでも中小企業の与信に必要な不可欠な役割を果たしてきたことは間違いのないことだと思います。ただ一方で、歴史的な経過として、都道府県単位でこれが発展してきたために、与信情報の共有化などについてなかなか進まない状況がございました。それが、反社会的な勢力が融資制度を悪用するような事態を生じてきた理由の一つであらうかと思えます。

しかも、こうした場合には、この融資が焦げつく可能性が高く、本来利用できる方たちの利用を結果的に締め出すということになってきたわけでございますので、一層の規制強化が求められるところでございます。

今回の法改正で、こうした問題についてどのような対応を考えておられるのか、お伺いをさせていただきます。

○福水政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、信用保証制度は中小企業にとりまして非常に大事な制度でございますが、残念ながら、十八年末に大規模な詐取事例を初め、さまざまな不正利用案件があるのもこれまた事実でございます。十九年六月には、犯罪対策閣僚会議幹事会におきまして、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針というふうなものもまとめておるところでございますが、こういうものを踏まえますと、この反社会団体等によります保証協会の不正利用につきましてどう防止していくか、非常に緊急の課題にな

っているところでございます。

今回、このような課題に対応するというふうなことで、各保証協会、全国に五十二個ございますが、個別に保有しております不正利用者に関する情報の一元化と管理を的確に行っていくとともに、その管理の適切さについて国がしっかりとまた監督していく、こういう仕組みをつくり出す必要があるんじゃないかと考えてございます。

このため、この法律案におきましては、管理を行う法人の役職員にまず秘密保持義務をかけます。それから二番目に、業務のあり方につきまして業務規程の認可を行う。三番目に、報告徴収、立入検査の実施等、そういった監督の仕組みを設けていくというふうな案になってございます。

こういうふうなことで、国の適切な監督のもとで不正利用者に関する情報を集約化して、不正利用の防止にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

経理あるいは財務が電子化される中で、今回のこの新しいスキームが大きな力を発揮されることを期待して、質問を終わります。ありがとうございました。